

「個人情報保護法等」改正を受けた、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の改正ポイント(特に赤枠が重要)

個人情報保護法の改正概要

出典：厚生労働省 医政局 研究課 説明用資料(2017年2月9日)より

個人情報保護法の改正のポイント

I. 個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義の明確化(身体的特徴等が該当)
- ・個人識別符号(生体情報をデジタルデータに変換したもの等)の追加
- ・要配慮個人情報(個人情報に病歴等が含まれるもの等)に関する規定の整備

II. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備

III. 個人情報の保護を強化(名簿屋対策)

- ・トレーサビリティの確保(第三者提供に係る確認及び記録の作成義務)
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

IV. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

V. 個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

VI. その他改正事項

- ・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
- ・利用目的の変更制限を緩和する規定の整備
- ・取り扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応